

連絡運輸等関連規則

連絡運輸等関連規則

1.総則

【目的】

第 1 条 この規則は、北大阪急行電鉄株式会社(以下「当社」という)が行う旅客の連絡運輸について必要な事項を定めることを目的とする。

【変更】

第2条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【社の名称】

第 3 条 この規則にかかわる主な社の名称については、次の各号のとおりとする。

(1)大阪市高速電気軌道株式会社(以下「大阪地下鉄」という)

(2)大阪モノレール株式会社(以下「大阪モノレール」という)

2.乗車券関係

【適用範囲】

第 4 条 当社と大阪地下鉄ならびに大阪モノレールとの連絡運輸については、この規則を適用する。

2 この規則に定めのない事項については、旅客営業規則(以下「営業規則」という)を準用する。ただし、連絡社の運送等の取扱いについては、連絡社の定めるところによる。

連絡運輸等関連規則

【連絡運輸機関等】

第 5 条 当社が連絡運輸を行う社において、区域、接続駅、乗車券の種別等は以下のとおりとする。連絡運輸機関・連絡区域・接続駅・発売駅・乗車券の種類については、次の各号のとおりとする。

(1) 大阪地下鉄

券種	当 社			大阪地下鉄	
	路線	発売駅	接続駅	路線	発売駅
定期外	全線	各駅	江坂	全線	東梅田・西梅田を除く各駅
定期				御堂筋線	各駅
				谷町線	(東梅田乗換) 天王寺を除く各駅
					(天王寺乗換) 阿倍野以南の各駅
				四つ橋線	(西梅田乗換) 各駅
					(大国町乗換) 花園町以南の各駅
				中央線	(本町乗換) 各駅
				千日前線	(本町・阿波座乗換) 野田阪神、玉川の各駅
					(難波乗換) 桜川、日本橋以东の各駅
					(本町・緑橋・今里乗換) 新深江以东の各駅
				堺筋線	(東梅田・南森町乗換) 扇町、北浜、長堀橋、恵美須町の各駅
					(本町・堺筋本町乗換) 長堀橋、恵美須町の各駅
					(心斎橋・長堀橋乗換または難波・日本橋乗換) 恵美須町
					(動物園前乗換) 天下茶屋
				長堀鶴見緑地線	(心斎橋乗換) 各駅
	(本町・森ノ宮乗換) 大阪ビジネスパーク以东の各駅				
(本町・緑橋・蒲生四丁目乗換) 今福鶴見以东の各駅					
今里筋線	(東梅田・太子橋今市乗換) 新森古市以北の各駅				
	(本町・緑橋乗換) 関目成育以南の各駅				
南港ポートタウン線	(本町・コメスクイ乗換、西梅田・住之江公園乗換または大国町・住之江公園乗換) 各駅				

連絡運輸等関連規則

連絡乗車券の種類	通用期間
普通乗車券(片道)	1日
団体乗車券	その都度定める
定期乗車券 通勤(大人)、通学(大人・小児)	1カ月、3カ月、6カ月
特別割引乗車券	1日

(注) 特別割引乗車券については、当社と大阪地下鉄とは身体障害者の割引制度を異にするので、被救護者に対してのみ「身体障害者・知的障害者等運賃割引規則」に準じ連絡割引券を発売する。

(2) 大阪モノレール

券種	当 社			大阪モノレール	
	路線	発売駅	接続駅	路線	発売駅
定期	全線	各駅	千里中央	全線	各駅
連絡乗車券の種類			通用期間		
定期乗車券 通勤(大人)、通学(大人・小児)			1カ月、3カ月、6カ月		

連絡運輸等関連規則

(3) 3社連絡

ア 当社・大阪地下鉄・大阪モノレールの3社連絡

券種	大阪モノレール		当 社			大阪地下鉄	
	路線	発売駅	接続駅	発売駅	接続駅	路線	発売駅
定期	全線	各駅	千里中央	接続駅間 を発売	江坂	(1)の 路線	(1)の 発売駅 (大日を除く)

連絡乗車券の種類	通用期間
定期乗車券 通勤(大人)、通学(大人・小児)	1カ月、3カ月、6カ月

(注) 連絡定期券は、当社では発売しない。

【協議】

第6条 この規則と大阪地下鉄ならびに大阪モノレールが定めた旅客に関する規則等が取扱いを異にする場合及び前条に規定する連絡範囲以外の乗車券を発売する場合には、その都度大阪地下鉄ならびに大阪モノレールと必要な事項を協議して定める。

【連絡運賃】

第7条 連絡運賃は当社及び大阪地下鉄ならびに大阪モノレールの所定運賃の併算額とする。ただし、連絡運賃の割引を必要とするときはその都度協議する。

2 当社、大阪地下鉄および大阪モノレールの3社連絡運輸の運賃についてもそれぞれの所定運賃の併算額とする。

【途中下車】

第 8 条 旅客は旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の任意の駅に下車した後、再び他の列車に乗り継ぐことはできない。ただし、次の各号の場合は除く。

- (1) 定期券は券面に表示された発着区間内の任意の駅
- (2) 普通券及び回数券は、大阪地下鉄が規定した乗換駅
- (3) 団体券は、当社線内は当社が、大阪地下鉄線内は大阪地下鉄が承諾した駅

【乗越し】

第 9 条 乗越しの取扱いをする場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 普通券による乗越しについては、既収運賃と実際乗車区間の運賃とを比較し、不足額は追収受し、過剰額は払戻しをしないで取り扱う。
- (2) 大阪地下鉄線内のみ通用の普通券で、当社線へ乗越し、その運賃が当社線内に亘る場合は、発駅から乗越着駅までの区間に対する普通運賃を比較し、不足額は追収受し、過剰額は払戻しをしないで取扱い、乗車券は着札報告する。
- (3) 大阪地下鉄線内のみ通用の回数券で当社線へ乗越し、その運賃が当社線内に亘る場合は、江坂駅までを有効とし、江坂駅から着駅までの普通運賃を追収受する。

【乗車券の様式】

第 10 条 連絡乗車券の様式は当社が定める。

【乗車変更または払戻し等の手数料】

第 11 条 乗車変更または払戻し等の取扱いの際に徴収する手数料は次の各号による。

- (1) 当社が取り扱う場合は当社の規定するところによる。
- (2) 各運輸機関が取り扱う場合は、各運輸機関の規定するところによる。

【列車運行不能の場合における無賃送還等の取扱範囲】

第 12 条 列車が運行不能となった場合における無賃送還、及び乗車料金の払戻し等については、その事実が発生した運輸機関に限るものとする。

【運行休止の場合の定期運賃の払戻し】

第 13 条 運行休止により定期運賃を払い戻す場合、休止区間が大阪地下鉄線ならびに大阪モノレール線であるときは、千里中央駅駅長室において当該証明をし、大阪地下鉄ならびに大阪モノレールにその取扱いを請求することができる。この場合、当該定期券を回収しなくてもよい。

3.割引関係

【乗継旅客運賃】

第 14 条 「乗継旅客運賃」とは、大阪地下鉄線乗り継ぐ際に運賃をそれぞれの運賃の併算額から割り引く運賃をいう。

【乗継旅客運賃の取扱い】

第 15 条 乗継旅客運賃制度の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

(1)対象旅客

連絡普通券旅客

(2)接続駅および適用範囲

接 続 駅	適 用 範 囲	
	当 社	大阪地下鉄
江 坂	緑地公園・桃山台	東三国・新大阪

(3)割引額

当社の普通運賃から大人 10 円、小児5円を割り引く。また大阪地下鉄線についても同様に割り引く。

(4)取扱い

- ア 当社線内1区の普通券で大阪地下鉄線に乗り越した場合でも、適用範囲である限り乗継旅客運賃により精算する。
- イ 乗継旅客運賃を基本として計算する。(当該区間を普通券で乗車したものとみなす。
- ウ 身体障害者、知的障害者、団体券等他の割引適用する乗継旅客運賃は適用しない。(所定運賃により計算する。)
- エ 駅の旅客用連絡普通運賃表については、適用範囲について乗継旅客運賃を表示する。

【乗継連絡普通乗車券の様式】

第 16 条 乗継連絡普通乗車券の様式については、当社が定める。